

## 西胆振行政事務組合住宅用火災警報器取付け等支援実施要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、消防法（昭和23年法律第186号）第9条の2に定める基準に従い、西胆振行政事務組合火災予防条例（昭和61年条例第2号。以下「条例」という。）第29条の2に規定する住宅用火災警報器（以下「住宅用火災警報器」という。）の設置・維持管理を推進し、火災から高齢者等の生命、身体及び財産を守るため、自ら住宅用火災警報器を設置することが困難な高齢者等の世帯に対する取付け又は取替え（以下「取付け等」という。）の支援を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(支援対象世帯)

**第2条** この要綱による住宅用火災警報器の取付け等の支援を受けることのできる者（以下「支援対象者」という。）は、申請日において、西胆振行政事務組合管内に住民登録を有し、現に管内に建築された住宅に居住している者で、次の各号のいずれかに該当する世帯とする。

- (1) 65歳以上の高齢者のみで構成されている世帯
- (2) 身体障がい者手帳の交付を受けている者のみで構成されている世帯
- (3) その他消防長が自ら住宅用火災警報器を設置することが困難であると認めた世帯

2 前項の規定にかかわらず、支援対象者の居住する住宅、施設等が次の各号のいずれかに該当する場合は、取付け等の支援の対象としないものとする。

- (1) 公営住宅
- (2) 特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設、サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、認知症高齢者グループホーム
- (3) 前2号に掲げるもののほか、その管理者等が住宅用火災警報器の設置をすべき住宅、施設等と消防長が認めるもの

(支援の内容)

**第3条** 支援の内容は、条例に規定する住宅用火災警報器の設置及び維持に関する基準に従い、支援対象者が居住する住宅に次の各号のいずれかの取付け等を行うこと（電気工事を伴うものを除く。）とする。

- (1) 住宅用火災警報器が未設置又は一部未設置の住宅に住宅用火災警報器を新たに取り付けること。
- (2) すでに設置されている住宅用火災警報器に経年劣化等による機能不良等がある場合に新しい住宅用火災警報器に取り替えること。

(支援の条件)

**第4条** 住宅用火災警報器の取付け等の支援を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる条件を満たさなければならない。

- (1) 取付け等を希望する住宅用火災警報器を各世帯で事前に準備していること。
- (2) 住宅用火災警報器の取付け等に必要なネジ等を用意していること。
- (3) 取付け等の支援に際して申請者又はその代理人が立ち会えること。
- (4) 住宅用火災警報器の取付け等後に設置場所の変更、電池交換、取り外し（設置後10年経過その他経年劣化しているものを取り替える場合を除く。）を依頼しないこと。
- (5) 住宅用火災警報器の取付け等後に発生した火災において、当該感知器の不作動等により生じ

た人的、物的及びその他の損害について、補償等を請求しないこと。

- (6) 共同住宅、借家等の持家以外の住宅に居住している場合は、住宅用火災警報器の設置について当該住宅の所有者又は管理者から承諾を得ること。

(支援の申請)

**第5条** 申請者は、住宅用火災警報器取付支援申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を消防長に提出しなければならない。ただし、申請者が身体的理由等により申請書の提出ができない場合においては、代理人が提出することができる。

(支援の決定)

**第6条** 前条の規定による申請書を受理した消防長は、住宅用火災警報器取付支援申請処理簿（様式第2号）に記載するとともに、その内容を審査し取付け等の支援の決定に関し、住宅用火災警報器取付支援決定通知書（様式第3号。以下「決定通知書」という。）により当該申請者に対して通知するものとする。

(取付場所の確認)

**第7条** 消防職員は、取付け等の支援を実施する際は、証票を携帯し、必ず2名以上で住宅に立ち入り、設置場所の確認を行うものとする。なお、取付け等の支援が困難であると判断した場合においては、取付け等の支援は行わないものとし、申請者に対して住宅用火災警報器取付支援延期同意書（様式第4号）の提出を求めるものとする。

- 2 前項に規定する取付け等の支援の延期の同意を得た場合、申請者からの再要請により再度取付け等の支援を行うものとし、申請書の提出及び決定通知書の通知は、省略するものとする。

(承諾書)

**第8条** 消防職員は、取付け等の支援が可能であると判断した場合、申請者に取付け等の支援を行う方法等の説明を行い、住宅用火災警報器取付支援承諾書（様式第5号。以下「承諾書」という。）の提出を求めるものとする。ただし、申請者が承諾書の提出を拒否した場合においては、取付け等の支援は行わないものとする。

(免責)

**第9条** 消防長は、取付等の支援後に支援に係る設備、住居等に生じた汚損、毀損、火災等について賠償の責めを負わないものとする。

## 附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号 (第5条関係)

年 月 日

西胆振行政事務組合消防本部  
消防長 様

申請者住所  
氏名  
電話番号

私は、次の代理人に住宅用火災警報器取付け等の支援に関し、  
下記の事項(※1)を委任します。

（ 上記代理人住所  
氏名  
申請者との続柄又は関係  
電話番号 ）

※代理人が申請される場合は、代理人の欄にも記入してください。

西胆振行政事務組合住宅用火災警報器取付け支援申請書

次のとおり住宅用火災警報器の取付け等の支援を申請します。

代理人への委任事項(※1)	<input type="checkbox"/> 申請及び立会い <input type="checkbox"/> 申請 <input type="checkbox"/> 立会い ※該当するところに☑をしてください。
世帯主の氏名	
世帯の住所	<input type="checkbox"/> 申請者住所と同じ
取付け等希望日時	第1希望    年    月    日    時    分 第2希望    年    月    日    時    分
取付け等希望個数(場所)	個 (寝室    個・階段    個・その他    個)
設置建物の所有区分	<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 賃貸住宅 ※賃貸住宅の場合は、所有者から下記の許可を得ること。

備考 世帯の構成員の保険証、身体障がい者手帳その他西胆振行政事務組合住宅用火災警報器取付け等支援実施要綱第2条各号に該当することを証する書類を提示してください。

私の所有する次の賃貸物件について、住宅用火災警報器の取付け等の支援を許可します。	
(物件)	(所有者)
物件名 _____	住所 _____
	氏名 _____
所在地 _____	(名称及び代表者氏名) _____
	電話番号 _____



様式第3号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

西胆振行政事務組合消防本部  
消防長

西胆振行政事務組合住宅用火災警報器取付支援決定通知書

年 月 日付けで申請のありました住宅用火災警報器の取付け等の支援について、西胆振行政事務組合住宅用火災警報器取付け等支援実施要綱第6条の規定により、下記のとおり支援を決定したので通知します。

記

1 取付け等日時及び個数（場所）

取付け等日時	年 月 日 時 分
取付け等個数（場所）	個（寝室 個・階段 個・その他 個）

備考 災害出動等の緊急的な対応により、取付け等日時に実施できない場合は、再度、日時を調整します。

2 支援の条件

- 取付け等の支援に係る住宅用火災警報器及び取付け等に必要なネジ等を事前に準備すること。
- 取付け等の支援に際して、この決定通知を受けた者（代理人に委任している場合にあつては、その代理人）が立ち会うこと。

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

西胆振行政事務組合消防本部  
消防長 様

同意者住所  
氏名  
電話番号

私は、次の代理人に住宅用火災警報器取付け等の支援の延期の同意に関する事項を委任します。

（ 上記代理人住所  
氏名  
同意者との続柄又は関係  
電話番号 ）

※代理人が申請される場合は、代理人の欄にも記入してください。

西胆振行政事務組合住宅用火災警報器取付支援延期同意書

年 月 日に（取付住所） において、実施する予定であった住宅用火災警報器の取付け等の支援に関して、次の項目に該当するため、延期することについて同意します。

なお、延期理由の項目が改善された場合には、再度、消防本部に実施を要請します。

該当項目	延 期 理 由
<input type="checkbox"/>	天井の欠損等により取付け等が不可能
<input type="checkbox"/>	壁の欠損等により取付け等が不可能
<input type="checkbox"/>	適正に感知できる箇所への取付け等が不可能
<input type="checkbox"/>	上記以外の理由 ( )

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

西胆振行政事務組合消防本部  
消防長 様

承諾者住所  
氏名  
電話番号

私は、次の代理人に住宅用火災警報器取付け等の支援の承諾に関する事項を委任します。

（ 上記代理人住所  
氏名  
承諾者との続柄又は関係  
電話番号 ）

※代理人が申請される場合は、代理人の欄にも記入してください。

西胆振行政事務組合住宅用火災警報器取付支援承諾書

住宅用火災警報器の取付け等の支援に係る次の事項を承諾し、異議は一切申し立てません。

取付け等日時	年 月 日 時 分
取付け等個数（場所）	個（寝室 個・階段 個・その他 個）
免責事項	<p><input type="checkbox"/> 住宅用火災警報器の取付け等の支援に関して、天井面、壁及びその取付け等の支援に必要な部分の汚損、毀損等の責任を一切問いません。</p> <p><input type="checkbox"/> 住宅用火災警報器の取付け等の支援後の住宅用火災警報器の保守管理等について、一切責任を問いません。</p> <p><input type="checkbox"/> 住宅用火災警報器の取付け等の支援を実施した住宅において、火災により被害が発生しても一切責任を問いません。</p> <p>※<input checked="" type="checkbox"/>をしてください。</p>